

第11期東京都生涯学習審議会

第1回全体会

会議録

令和元年9月26日（木）

午後5時00分から午後6時51分まで
都庁第二本庁舎16階 教育委員会室

○出席委員

青山 鉄兵 委員

酒井 朗 委員 (副会長)

笹井 宏益 委員 (会長)

土屋 佳子 委員

永島 宏子 委員

野口 晃菜 委員

林 幸克 委員

松山 亜紀 委員

第11期東京都生涯学習審議会 第1回全体会 会議次第

- 1 開会
- 2 東京都教育庁からの挨拶
- 3 委員紹介
- 4 説明事項
東京都生涯学習審議会の概要について
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 議事
- 7 今後の予定
- 8 閉会

【配布資料】

第11期東京都生涯学習審議会 全体会(第1回) 次第・資料

第11期東京都生涯学習審議会第1回全体会

令和元年9月26日(木)

開会：午後5時00分

【生涯学習課長】 それでは、定刻でございますので、ただいまから第11期東京都生涯学習審議会第1回全体会を開催させていただきます。

私は、当審議会の事務局を務めさせていただきます教育庁地域教育支援部生涯学習課長の大木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

後ほど会長を選任していただきますが、それまでの間、私が会の進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、第11期東京都生涯学習審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。本来ですと、委員御就任の発令通知書をお一人お一人にこの場でお渡しするところですが、時間の都合もございますので、大変恐縮ではございますが、机の上に置かせていただいております。御了承賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、第11期東京都生涯学習審議会の発足に当たりまして、地域教育支援部長の太田から御挨拶を申し上げます。

【地域教育支援部長】 東京都教育庁地域教育支援部長の太田でございます。第11期東京都生涯学習審議会の発足に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

皆様、御多用の中、第11期東京都生涯学習審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

本生涯学習審議会は、これまでも地域と学校の連携を軸に据えた施策等、教育行政における先導的な取組につきまして数々の御提言をいただいております。現在、青少年を取り巻く生活環境は大きく変化いたしまして、体験活動の不足等の問題が指摘されるとともに、社会生活を送る上で困難を抱える青少年への対応も喫緊の課題となっております。後ほど事務局から今回の審議会で御審議いただきたいテーマにつきまして背景も含めまして詳しく御説明させていただきますが、今回は青少年教育の振興に焦点を当てた御審議を

いただきたく、皆様に委員をお願いいたしました。

今後、東京都における青少年教育の在り方について活発に議論する審議会となるよう、事務局としても精いっぱい努力させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【生涯学習課長】 次に、委員の皆様の御紹介をさせていただければと思います。委員の皆様には、入り口に向かって左側から五十音順に御着席をいただいております。委員名簿を御覧いただきたいと存じます。では、順にお名前をお呼びいたします。

まず、青山 鉄兵委員でございます。

【青山委員】 青山です。よろしくをお願いいたします。

【生涯学習課長】 酒井 朗委員でございます。

【酒井委員】 酒井でございます。よろしくをお願いいたします。

【生涯学習課長】 笹井 宏益委員でございます。

【笹井委員】 笹井です。どうぞよろしくをお願いいたします。

【生涯学習課長】 土屋 佳子委員でございます。

【土屋委員】 土屋でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【生涯学習課長】 永島 宏子委員でございます。

【永島委員】 永島でございます。よろしくをお願いいたします。

【生涯学習課長】 野口 晃菜委員でございます。

【野口委員】 野口です。よろしくをお願いいたします。

【生涯学習課長】 林 幸克委員です。

【林委員】 林です。よろしくお願ひします。

【生涯学習課長】 松山 亜紀委員です。

【松山委員】 松山でございます。よろしくをお願いいたします。

【生涯学習課長】 また、本日は、広石 拓司委員と山崎 順子委員は欠席となっております。

委員の御紹介は以上でございます。

続きまして、事務局の出席者の紹介をさせていただきます。

まず、先ほど御挨拶申し上げました地域教育支援部長の太田でございます。

【地域教育支援部長】 よろしくをお願いいたします。

【生涯学習課長】 地域教育支援部義務教育課長の西山でございます。

【義務教育課長】 西山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【生涯学習課長】 地域教育支援部主任指導主事の内田でございます。

【主任指導主事】 内田でございます。よろしくお願ひいたします。

【生涯学習課長】 地域教育支援部主任社会教育主事の梶野でございます。

【主任社会教育主事】 梶野と申します。よろしくお願ひいたします。

【生涯学習課長】 もう一人、地域教育支援部管理課長の新田でございますが、遅れて出席の予定でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。机上に座席表、委員名簿、そしてタブレット端末を置かせていただいております。本審議会での説明に関しましては、タブレット端末を使用したペーパーレス会議とさせていただきたいと存じます。タブレット端末の画面に「第11期東京都生涯学習審議会第1回全体会 審議資料」という1ページが最初に表示されておりますか。資料全体で23ページほどとなっております。タブレット端末の操作につきましては、机上の「タブレット端末の操作説明」を御確認いただければと思います。

なお、会議中に不具合等ございましたら事務局にお申し出をいただきたいと思います。画面は、私の方で動かしますと自動的にそれに合わせて動く形になっております。

それから、このタブレット端末上のデータは、座席表、委員一覧以外の資料につきましては後日データにてもお送りさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料に沿って、まず私から東京都生涯学習審議会の概要について御説明をさせていただきます。資料の5ページからになります。

まず、東京都生涯学習審議会の設置根拠でございますけれども、生涯学習の振興に係る施策の推進体制の整備に関する法律というものでございまして、同法第10条1項において、都道府県に生涯学習審議会を置くことができるとされております。都ではこれを受けまして東京都生涯学習審議会条例を制定して設置している次第でございます。東京都生涯学習審議会条例では、生涯学習の振興に関し、長期的な展望に立って、広い視野から検討するものとされております。

条例第2条におきましては、生涯学習審議会での所掌事項を定めておりまして、第1項におきましては、教育委員会や知事の諮問による都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議としております。第2項では、第1項に規定する生涯学習の振興に関して必要と認める事項について教育委員会又は知事に建議することが

できるとしております。本審議会におきましては、後ほど説明いたします審議事項のテーマについての調査審議をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、「行政が振興する「生涯学習」とは？」ということで、本審議会の名称にもございますが、生涯学習というものが法律上どのように定義されているのか。

また、類似の概念としまして社会教育というものもございますけれども、行政にどのような役割が求められているのかについて御説明いたします。

まず、教育基本法は、憲法の精神にのっとり教育の原則を定めて、教育の基本の確立、振興を図るための法律でございますけれども、こちらの第1章、教育の目的及び理念におきまして、生涯学習の理念ということで、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定められているということです。つまり、生涯学習というものをここで教育の理念として掲げております。この理念の下で、第2章、教育の実施に関する基本ということで、学校教育や社会教育の在り方が定められているという構造になっております。社会教育につきましては、第12条におきまして、「社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」とされております。続く第13条では、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力としまして、学校、家庭及び地域住民その他の関係者が相互に連携、協力を努めるものとされております。この後触れますけれども、現在、社会教育行政の任務として、学校、家庭及び地域住民等の連携協力の促進が求められているところでございます。

申し上げましたものの法的構造を図に示しますとこういう形（8ページ）になっております。教育基本法の理念の下におきまして、学校教育法、それから社会教育法、それぞれが定められておりまして、社会教育法においては、社会教育及び社会教育の専門職であります社会教育主事について役割を規定しているということでございます。

次に、国における生涯学習の捉え方の変遷を資料でお示ししております。昭和63年に当時の文部省がそれまでの社会教育局を生涯学習局に改組いたしまして、生涯学習の理念に基づく総合的な施策の展開を図るものとしておりました。その後、平成18年に教育基本法を改正いたしまして、先ほどの体系のとおりでございますが、生涯学習の理念、学校、家庭及び地域住民等の連携協力に関する条文を新設いたしまして、その軸足を学校、地域の連携、更に連携から協働へと移してきたということでございます。そして、昨年10月

には、生涯学習政策局から総合教育政策局に改組いたしまして、現在は学校教育と社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策の推進を掲げている状況でございます。

本審議会におきましては、こうした状況の変化の中にありまして、社会教育行政としてどのような施策を進めていくべきか、調査審議、御検討をお願いしたいと考えているということでございます。

以上、簡単ではございますが、生涯学習審議会の概要、そして取り巻く状況について御説明させていただきました。

次に、会長、副会長の選出をお願いしたいと存じます。会長の選出につきましては、御覧のとおり、東京都生涯学習審議会条例第6条に基づきまして、委員の皆様方で互選をしていただくことになっておりますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

【土屋委員】 御推薦申し上げたい方がいらっしゃいます。前期の審議会の副会長であり、生涯学習の専門家でもある笹井委員を御推薦したいと思うのですが、いかがでしょうか。

【生涯学習課長】 皆様、いかがでしょうか。御同意いただけますでしょうか。

(異議なし)

【生涯学習課長】 ありがとうございます。それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、笹井委員に本審議会の会長をお引き受けいただきたいと存じますが、笹井委員、いかがでしょうか。

【笹井委員】 了解いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

【生涯学習課長】 よろしく願いいたします。

それでは、笹井会長、会長席へお移りいただきたいと存じます。

(笹井会長、会長席へ移動)

【生涯学習課長】 それでは、ここからは笹井会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【笹井会長】 笹井でございます。改めてよろしく願い申し上げます。

これから会長として議事進行等々させていただきますので、御協力のほどよろしく願い申し上げます。

まずはじめに、副会長を選出する必要がございます。副会長につきましても、条例によりまして委員の互選ということになっておりますが、皆様方から御推薦はございますでしょうか。それでは、私から、東京都のチーム学校の在り方検討委員会をはじめ、都の生涯

学習、社会教育行政にも精通しておられる酒井委員を副会長にお願いしたいと思います。
こういう提案をさせていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

【笹井会長】 ありがとうございます。それでは、皆様に御賛同いただきましたので、酒井委員に本審議会の副会長をお引き受けいただきたいと存じますが、酒井委員、よろしいでしょうか。

【酒井委員】 酒井でございます。よろしくお願ひいたします。

【笹井会長】 では、酒井副会長、副会長席へ移動していただければと思います。

(酒井副会長、副会長席へ移動)

【笹井会長】 それでは、議事に移ることになりますが、その前に皆様方に御説明をしておきたいことがございます。東京都では、種々の審議会を原則公開という方針を掲げているわけでありますが、ここでの議論の議事録に関しても公開となりますので、あらかじめ御了承いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、傍聴希望の方はいらっしゃらないということです。

議事に入る前に、会長として私から一言簡単な御挨拶を申し上げたいと思えます。

このたび第11期生涯学習審議会の発足に当たりまして、今日は第1回目ということで皆様方に御参集いただきましたけれども、生涯学習をめぐる、特に子供たちの成長をめぐるいろいろな問題が頻発しております。それに関して、特に生涯学習という視点からいろいろなアプローチをして少しでも解決できればという審議会にしたいと思えます。詳しいトピックス、テーマについては事務局からお話があるかと思えますが、是非そういうことで御協力いただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議を進めさせていただきたいと思えます。

まず、事務局から本日の議事につきまして御説明をお願いしたいと思います。

【主任社会教育主事】 では、主任社会教育主事の梶野から本日の審議事項についての説明をさせていただきます。

まず、6、議事「第11期審議会における審議事項」というのがございます。今回の審議会に関しましては、諮問というスタイルはとらないで、建議という形をお願いしたいと考えております。建議の場合は、一般的なやり方で言いますと、委員の中で問題意識を共有させてからテーマを決めていくというプロセスをとるのですが、今回は事務局から次に掲げるテーマで御検討いただけないかというお願いをさせていただきたいと思っております。

す。

そのテーマといたしましては、「東京都が取り組むべき青少年教育の振興方策の在り方について」を考えております。大木課長からの説明にもございましたが、平成15年度から平成30年度までの15年間に生涯学習審議会を5期やって、第5期から第10期の生涯学習審議会は、基本的に学校教育との連携を中心に据えて、社会教育のサイドからどんな支援ができるのかというところに重きを置いた議論をしてきました。当時からすると国の考え方とは随分違うところからスタートしていたように思いますが、先ほどの説明にもありましたように、その後、教育基本法が改正され、それを受けて社会教育法が改正されていくと、我々が検討していた方向といいますか、ある意味で国のいろいろな教育改革の方向に先んじるような形での議論はしてきたと考えております。一昨年、国で施策化した地域学校協働本部という取組なども、平成17年の時点で地域教育プラットフォームという構想を出して、考え方としては、学校・家庭・地域の連携、学校を支援するだけではなくて、学校と地域の関係を双方向で進めていくという考え方を出していこうという、ある意味で先導的な役割をこの審議会は果たしてきたかと思えます。

青少年教育が審議テーマになるというの、やはり時代状況の変化も大きく影響しているかと思えます。学校教育では、教員の多忙化の問題、働き方改革の話、あとは部活動のアウトソーシングなどいろいろな形で議論されているように、学校の教員の負担をどう少なくしていくかという議論とともに、一方の教育を担っていく社会教育の側が現行の教育改革の方向を視野に入れて一体どんな対応をしていくべきかということを考えていくような状況になってきたのだらうと考えております。それで、今回、青少年教育を中心に据えた議論をお願いできたらと考えております。

簡単にテーマを設定した背景と理由を少し説明させていただきます。

まず、青少年教育という用語は、法律に基づく用語にはないのですが、一般的に、青少年に対する総合的な人間形成を目的として、主に学校以外の場所で行われる教育のことを指しています。いわゆる学校以外というのは、社会教育法に掲げていますように、社会教育の主要な分野の一つとして青少年教育が位置付けられていることがございます。それを歴史的に見ますと、青少年教育が一番隆盛を極めていたときは勤労青少年を対象としていました。高度経済成長が始まり、都市部においては金の卵といった形で中卒の青年などが都市に流入してくる。そういった青少年層に対して余暇の機会や交流の機会をどうつくっていくかというのが都市の大きな課題になっておりました。いわば後期中等教育に進

まない青年層の受け皿をどうつくっていくかというところで、東京都の青少年教育が発展してきた経緯がございます。

2行目に入りますけれども、現在では青少年期の発達段階の重要性や青少年を取り巻く環境の変化——インターネット社会になりコミュニケーションのとり方は複雑化していますし、大人の力では制御できないような状況が生じていることも大きな背景かと思えます。青少年を取り巻く環境の変化を考えて、一般的な青少年、これは青少年全般の問題も考えていく必要が出てきたらというところがございます。元々、青少年教育の手法というのは、主に青少年教育団体、地域の子供会もそうですし、社会教育行政などだったらジュニアリーダー、シニアリーダーの養成や、民間で言えばボーイスカウト、ガールスカウト、YMCA、YWCAといった団体の振興を中心に行われてきた経緯と、もう一つは、宿泊型、郊外型の青年の家、都市型の青少年センター、児童文化センターといったような青少年教育施設の整備という2本立てで実施されてきた経緯がございます。

しかしながら、社会経済状況や地域社会構造の変化に伴い、地縁をベースにした青少年教育団体——子供会などはその典型的なものだと思うのですが、地縁型の青少年教育団体の活動が停滞している。これは20年、30年以上前からの課題になっています。それとともに、高等学校進学率も東京都内では今と今は98パーセント程度でしょうか、高等学校進学率の上昇に伴う勤労青年の減少に伴い青少年教育及び青少年教育施設の振興にも陰りが見えてきたことがございます。東京都も1959年に青年の家を八王子に設置して以来、昭和40年代半ばまで宿泊型の青年の家を7か所整備してきたところですが、勤労青年の減少や、青少年教育施設といっても時代に応じた施設規模を持たなければならぬだろうということで、これも20年も前の話になりますけれども、新たな青少年教育施設として、2001年度には区部ユース・プラザを夢の島に設置して、東京スポーツ文化館という名前で運営しております。翌年2002年度には多摩地域ユース・プラザを高尾の方に設置しまして、高尾の森わくわくビレッジという名前で運営してきているところでございます。

これらの両施設、ユース・プラザと言われているものは、PFI (Private Finance Initiative) の手法を用いて設置された施設でございます。基本的に施設の運営から事業の実施等々を踏まえて全て民間に委ねていこうという考え方で、青少年教育施設の運営を試みてまいりました。その事業の開始から約20年が経過しようとしております。ここに書いてあります、昨年9月に都政改革本部の「見える化改革」が行われたのですが、

P F I 事業が区部では20年の契約で、多摩の方は10年の契約だったのですが、もう一度再契約で契約をし直して20年目を間もなく迎えようとしています。これらP F I 事業の契約終了期間を見据えて、社会環境の変化を踏まえた今後の施設の在り方と運営手法についての検討が必要だという指摘を受けております。今回の審議会で、青少年教育の分野を是非御審議いただきたい背景には、この都政改革本部で出された考え方にも大きな影響を受けているということでございます。

また、青少年の状況を見ても、青少年を取り巻く生活環境もこの間大きく変化しておりますし、遊び方も随分変わってきました。その中で各種体験活動の不足やコミュニケーションの在り方等の問題が日々指摘されております。それに対する行政の対応が求められていることもございます。

このような状況を踏まえて、冒頭に申し上げた今後の東京都における青少年教育振興方を明らかにしていきたい。それとともに、都が有している青少年教育施設に求められる機能、役割を今期の審議会では審議できたらと考えております。実は国も含めて考え方が十分整理されている状況にはございません。東京都における青少年教育振興の基本的考え方を整理したいので、子ども・若者育成支援推進法などができて、総合的に青少年の行政を進めていくという考え方は出ているのですが、教育事業といえますか、具体的な教育活動として青少年を支援していくというか、支えていく機会などが十分できているとは言い難い状況もあるのかなと思っております。学校教育との両輪を担うと言われている社会教育の分野で、体験活動の不足などをどう考えるかという話をはじめとして、あとは社会生活を送る上で困難を有する子供・若者ということも言われていますので、そういった青少年たちの教育支援の在り方を是非ここで考え方を整理できたらと思っております。

その考え方に基きまして青少年教育の施策体系をつくっていききたい。東京都が区市町村を直接リードする、指導するという関係性にはないのですが、やはり一つの指針を示していくこと。次回では区市町村の青少年教育の現状なども少し洗ってみたいと思っております。区市町村の取組なども視野に入れながら施策体系をつくっていききたいというのが2点目です。

3点目は、先ほどのユース・プラザの事業契約期間も出てきますので、青少年教育施設等で実施する事業の在り方、考え方などにも踏み込んでいただけたらと思っております。

最後になりますが、青少年教育自体を担うスタッフの在り方も大きく関わってくるかなと。昔は青少年教育施設に社会教育主事がいて、リーダー会を開いたり、主催事業をやっ

たり、関わり方をやってきたのですが、そういうやり方では全然対応し切れていないという指摘を受けてきています。ここは、新たな青少年教育を担うスタッフはどういうふうな役割を果たしていくのかということを中心に、ヨーロッパでは最近またユースワーカーなどという考え方が見直されてきているなど国際的な動向も視野に入れながら、青少年教育を担うスタッフはどうあるべきなのかについても御意見をいただけたらと考えているところでございます。

もう一点、これは委員の皆さんの中で議論をしていただけたらと思うのですが、ここで取り上げる「青少年」という言葉をどういう意味に解して使っていくかという合意をつくっておく必要もあります。行政で、東京都として青少年をどう位置付けているか確認して、それをベースに議論の対象をどういうふうに設定するかというのは、委員の皆さん方の意見を承りながら若干の見直しはしていきたいと思うのですが、仮に本審議会における青少年の捉え方という形で説明させていただきますと、先ほども申し上げましたように、法令上の定義は、青少年というものはございません。一般的には、将来を担う若い世代で、人間形成の途上にある者たちを指すこととなります。青少年を行政等の計画で位置付けているのは、平成27年8月に策定した東京都の子供・若者計画がございまして、その子供・若者計画も、国が定めた子供・若者育成支援推進大綱を勘案して、下の図（17ページ）にありますように、乳幼児期から青年期までを青少年と位置付けて施策体系を整備しようという考え方が出されております。事業の内容によってはニート対策なども入ってきていますので、青年期を30歳とかつち切るのではなくて、ポスト青年期までも視野に入れて施策を考えていく必要があるだろうというふう子供・若者計画の中でも示されています。乳幼児期から30歳未満までを主に据えつつ、状況に応じながらポスト青年期を見据えた議論ができたというふうに思っております。

もう一つ、青少年教育施設とは何かということですが、これも法律に定義がなくて、一般的に国で整理されているものを参考のために申し上げておきますと、青少年教育施設とは、青少年のための各種の研修や団体の活動拠点として設けられた教育施設の総称だと。法律では特に定義されていない。その施設自体は、大きく二つに分けられると言われていて、日常生活圏に設置されているものは、都と区市町村の役割分担からすれば、主に基礎自治体である区市町村で設置するものになるかと思えます。それと、広域生活圏に設置されているものがあると言われております。国や東京都が設置するものは広域生活圏に設置する青少年教育施設という考え方でこれまで位置づけられてきました。

今まで述べたことを踏まえて今期の審議会の議論を進めていただけたらと事務局としては考えております。

私からの説明は以上です。

【笹井会長】 ありがとうございます。

今のお話について疑問な点、もう少し詳しく話を聞きたいという御質問があればお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

【酒井副会長】 私は元々、学校教育が主でして、生涯学習の部会に出るのは余り機会がないものですから。通常もう少し違う自治体の生涯学習審議会ですと、もう少し高齢の方の生きる喜びのための機会をいかに増やしていくのかというところが主たるテーマに割合なりがちで、都の生涯学習審議会が5期から、どちらかというところと青少年、若い人の支援あるいは教育を中心に、今回も青少年教育に焦点を当てて考えていきたいという趣旨といえますか、幅広い生涯学習体系の中でここに特にこの間絞ってこられた背景を最初にお聞きしておいた方が話がしやすいかなと思います。

【主任社会教育主事】 これは公式な見解は多分ないと思うのですが、東京都の社会教育の歴史をひもといてみると、第一の条件として、基礎自治体ではないというのがあります。直接住民に対するサービスを提供する立場にはなくて、広域自治体として何ができるかという問いがまず一つあると思います。もう一つは、文化、スポーツの部分が首長部局へ移管されたということがあります。東京都の場合は、平成13年度末、平成14年に文化行政の一元化がありまして、教育庁所管だった文化振興の施設が全部、生活文化局に一元化された。地方教育行政法や地方自治法に基づけば事務委任や補助執行という手続があるので、元々手続的にできなくはなかったのですが、地方教育行政法上、本来、教育委員会の事務に位置付けていたものが知事部局で一元化されることになったのも一つ大きな要因です。

そうなってくると、高齢者は福祉保健局高齢社会対策部で、女性行政は生活文化局で専管部局を設けていくことがあって、いわゆる成人を対象としたものは、今は首都大学東京のプレミアム・カレッジなども含めて、行政全体で実施しているという考え方になってきている状況がございます。そういった中で、教育行政における社会教育という分野が残っている意味は何だということが文化行政の一元化のときはかなり議論になったのです。そこで、どういう方向を出そうかと、当時の教育長を含めて、正直言うと部の存廃も含めて議論をしたときに、ちょうど平成14年は2002年なので、総合的な学習の時間が学校

教育に導入された年でもありますし、学校週5日制が完全実施になった年でもあるわけです。そうなってきたときに、地域の中で子供たち、児童・生徒が過ごすことと、総合的な学習の時間に求められたのが地域から学校をどう支援するかという観点だったので、そこにフォーカスして議論を進めていくのがいいのではないかと。そのころは総合的な学習の時間を支援したいと考えている地域の方はかなり多くいらっしゃいましたが、なかなか学校とのコミットがうまくいっていないという話もあって、そこで初めて学校と地域をつなぐコーディネーター、ある意味で地域の人材を育成して、学校を地域で支えられるようにしたらどうだろう。そういうようなところから手を付け始めてきたところです。

それが体験活動で、児童・生徒に社会性を身に付けてもらうためには、学校でも特別活動などいろいろな形でやっていますけれども、学校だけではなくて、キャリア教育にしても職業体験で外に出たり、学校として外部の社会資源をどう活用しながら教育活動を営むかということがずっと続いております。それを効果的にやる手法は何かということにフォーカスを当てて学校と地域の連携を出し、まず最初は小・中学校のレベルで何ができるかという議論をした後、次に都立高等学校で何の取組が必要かという議論になってきたときに、平成19年度に都立高等学校における奉仕必修化の話が出てくるわけです。奉仕必修化も、実はカリキュラム作成でも学校との連携をしているところで、当時の生涯学習の我々も一緒に議論に参画させていただいて、カリキュラム編成の段階から指導部とも一緒になって検討してきました。

そういう中で、奉仕というのはいかつい名前だという批判を多々受けましたが、カリキュラムを見ていただきますと、17時間の座学と18時間の体験活動、いわば事前学習・体験・事後学習という学習の振り返りのサイクルを教科の中に取り入れる発想ですね。参考にしたアメリカのコミュニティ・サービス・ラーニングの手法を何とか入れられないかとやってみたら、高校生たちがすごくいい反応をしてくれたのです。それで、実社会と交わることの意味みたいな話が重要になってきて、その後、高校改革計画を見直していくときも、キャリア教育を進めるために、企業やNPOの力をどれだけ学校に入れていくかというようなことにテーマを移していく経緯をたどってきました。

平成24年に高校改革推進計画をつくるときに、中退者の追跡調査をやろうという当時の教育長の意向もあって、それを生涯学習課が受けるというきっかけで、中途退学者、要するに学校から職業への移行という部分をどういうふうに、ある意味の社会との接点を高校生にどうつくっていくかという観点から施策に取り組もう。そういう流れでやってきた

のがこの15年間の動きになります。

実は、歴史を遡ってみると、東京都の社会教育行政は何をやってきたかという、成人向けの事業もいくつかやっていたのですけれども、主軸は先ほど申し上げた勤労青年…、昔、二つの青年期と言った学者がいます。二つの青年期というのは、1960年代当初で言いますと、高等学校進学率が50パーセントぐらいのとき、高等学校に進学する人と中学校卒業のまま社会へ出ていく人、その高等学校に進学しない人たちをどうカバーしていくかというのが都の社会教育行政の主軸だった歴史的な経緯もあるのかな。そういった意味で、我々も青年の家に勤務していた専門職員も多かったこともあって、実体をとっていくといえますか、実のある事業を展開することを考えると、いわゆる国の言っているような生涯学習論で事業を展開していくと、正直言うと根無し草になってしまうので、地に足のついたことをやっていくとしたら、青少年の部分を軸に据えた施策展開をしていこうということもあったのかなと思っております。

【酒井副会長】 ありがとうございます。大変よく分かりました。

【青山委員】 今の話と若干関連すると思うのですが、学校と地域の協働という文脈は、教育行政の守備範囲として扱いやすいという面があると思います。しかし、青少年教育については、他の行政分野との関わりというか、国レベルでも、内閣府にも青少年行政の部門があって、文科省に青少年教育の部門があることになっています。この審議会の守備範囲というか、いわゆる生きづらさなどいろいろな若者の問題を踏まえれば踏まえるほど、教育の枠内にとらわれない問題が話題になりやすいと思うのでこの審議会でどの分野まで議論し得るかということについて、確認しておけるといいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【主任社会教育主事】 一つ、生きにくい子供・若者の問題というのは、学校との関係において、今我々が取り組んでいる分野においては、ユースソーシャルワーカーという仕組みを平成28年度に入れましたが、その部分は我々のセクションが担っている状況があります。そういった意味では、実は、生涯学習課がその窓口になったことによって、スクールソーシャルワーカーという名前を付けなかった効果も一つあったのかなと思っております。義務教育段階のスクールソーシャルワーカーというのは正に学校とそこにいる児童・生徒を考えることである意味で自己完結できるわけです。なぜかという、義務制の場合で言うと、上級学校に進学させることが一つのゴールになり得るからです。高等学校の場合は、上級学校に進学させることが必ずしもゴールではないケースの子たちもい

るわけですね。

先ほど言いましたように、学校から職業への移行も一つ、高校生だと入ってくるわけです。いかに社会と学校の接点をつくるかという観点で、我々は中退対策、中退未然防止からアプローチをしてきたところもあるので、元々、雇用就労の部分とどう連携していくかというところにもものすごく関心が高かった。実は、ユースソーシャルワーカーという仕組みを入れたことによって、今まで生涯学習のネットワークだなんだとよく言われても全然実現してこなかった話が、我々の立ち位置が一つできたことによって、今は雇用就業行政などとの連携が実態としてできるようになっているのです。具体的には、都立職業能力開発センター等の連携が進んでいます。若者を入れたいといっても、今までたった20人の定員が埋まらなかったりするので。学校が考える都立職業能力開発センターのイメージと都立職業能力開発センターが招き入れたい生徒のイメージにミスマッチがあって、そこを橋渡しすることによって、高校生の進路として都立職業能力開発センターへ進む道が結構増えてきているのです。都立職業能力開発センターで1年か2年の職業訓練を積むことによってかなり安定就労につながっていくこともできてきて、そこをユースソーシャルワーカーが見つないでいくみたいな構図が出てきました。虐待の話をすれば医療、福祉の話になりますし、障害を抱えた高校生だった場合には障害者就労の話といった部分で、ほかの具体的な行政機関との連携が一つ、自分たちの立ち位置が決まったことによって、初めて他の行政との連携が進み、児童自立支援施設も先方から連携したいと申出が出てくるわけです。

そういった意味では、宙に浮いていた他行政との連携が具体的に進んできたところもあります。立ち位置をある程度決めれば、他行政との連携なども視野に入れた議論をしていただくことは十分あり得ますし、むしろそういう観点からたくさんお話をいただくとありがたいと事務局としては考えております。

【笹井会長】 青少年教育行政というのは、正に生涯学習の政策の一部ではあるわけです。生涯学習というのは、時間的に空間的にもものすごく幅広くて、あるいは長くて、いろいろな要素、活動を含むのです。要するに、その中で人間が成長発達すれば生涯学習だというようなことになるのだらうと思います。行政の政策として落とすときには、網羅的に焦点を当てられないわけで、どこかに焦点を当てて政策を展開していかなければいけないことがあるのだらうと思います。東京都の場合は、東京都のこれまでの政策とか資源などを踏まえつつ、今の青少年の現状を的確に把握して、彼ら彼女らをどうやったらより良い

人間に育てることができるのか。そこに焦点を当てて考えましょうということだと思いません。おいおい細かい論点についてはいろいろまた御提示があるかと思えますけれども、そんなことで御理解いただければと思います。

それでは、各委員からコメントをいただければと思います。先ほど申し上げましたように、そこに焦点を当てるにしても、今の若い人たち、青少年の人たちの抱えている課題は抽出して共有する必要があると思います。その上で、都の行政として、あるいは教育行政として何ができるかを考えていかなければいけないので、事務局の御説明なり、あるいは今の青少年が抱えているいろいろな課題等々について皆さん方の日ごろのお考えがあれば是非率直にお聞かせいただきたいと思います。

恐縮ですが、青山委員から、あいうえお順で回りたいと思います。

【青山委員】 改めまして、青山です。よろしくお願いいたします。

私自身、割と青少年教育という分野が専門に近いところで、元々YMCAという団体に長く関わって、今も活動していることもあって、こういった分野の歴史などを調べることをしてきました。もう一つ、国立青少年教育振興機構で青少年の体験活動や国の青少年教育施設や団体の支援をどうしていくかという調査研究に携わらせていただいています。

その文脈で言いますと、国レベルで青少年教育の一つのテーマが体験活動の推進というところにずっと置かれてきましたが、特に国立の施設では、このところ施設の存在意義をどうしめすかということころに関心が集まってきたところもある中で、大きく二つ関心をお話しさせていただきます。

一つは、特に国レベルの青少年教育では、いわゆる広域生活圏における自然体験、キャンプなどが中心的な事業とされてきました。つまり、1970年代以降、青少年教育の主たる対象が、勤労青年から在学の青少年に移る中で、学校でできないことをどう社会教育が担うかということが中心になり、他の行政分野との整理もあって、特に体験活動に軸足が置かれてきたと思います。ただ、自然体験、ボランティア、生活体験などを中心とする体験活動の推進の文脈では、体験というものがとても狭く捉えられている面があります。かつての勤労青少年に対する施策のときは、もう少し広い意味での青少年の支援を含んでいたと思います。特に青少年の日常生活に近いところで、今で言えば居場所などと組み合わさって出てくる。あるいは社会参加みたいなところで出てくるようなもう少し広い文脈で、かつ、個別のターゲット的なニーズももちろん大事ですが、それも踏まえたより広い層に、キャンプだけではない、スポーツだけではないところで、プログラムベースでは

ない広い支援がどういうふうにもバランスをとってやっけていけるか。もちろん事業の名称レベルで言えば個別のプログラムが中心になる場合もまだあるでしょうけれども、もう少し関心が、いかに足りなくなった自然体験を埋めるかみたいな話だけではないところで青少年教育を捉え直していきたいと思っています。特に都の場合はその蓄積があると思っているのですけれども、国の施策などでいうと、どうしても青少年教育という文脈で捉える事業の幅が狭くなりがちなので、もう少し広く議論できたらありがたいというところが一点です。

もう一点は、少し言い方が難しいところですが、地域の教育力とか学校・地域の連携、体験活動、ボランティア、遊びなどという文脈の中で、とてもいろいろなことが教育的になってきていると思うのです。例えば放課後子供教室などで地域のおじさん、おばさんがすごく頑張ってしまうと、事実上、子供にとっては、7時間目、8時間目にしかないようなケースはたくさんあると思っています。教育的であることが最終的なゴールであったとしても、子供にとっては教育的である必要はない場面がたくさんあると思うのです。隙間と言うべきか、何と言うべきか分かりませんが、例えば遊びが足りないから遊ばせようみたいな話がよくあると思うのですけれども、遊びにしても居場所にしても、本来であれば大人が用意するものの外側にあるはずのもので、そこに教育的な文脈が入り込み過ぎることのデメリットに注意しておくべきだと思っています。地域の教育力はすごく大事な一方、地域が教育的過ぎたら子供は絶対に居心地が悪いでしょうし、社会教育というのは学校との距離感の中でその辺のバランスを上手にとってきた部分だと思うのです。どうしても学校と社会教育が近づく中で、教育性みたいなものを少し緩めて教育するというか、少し矛盾した言い方ですが、教育っぽくない部分をいかに青少年教育という文脈の中に用意していくかにも関心があります。

いわゆる体験活動以外の分野もというところと、青少年を教育的にし過ぎないということ、そんなところに関心があって話を聞いていました。

長くなりましたが、以上です。

【土屋委員】 日本社会事業大学の土屋でございます。私の専門は教育福祉やスクールソーシャルワークです。都が手掛けている“都立学校「自立支援」事業”、いわゆるユースソーシャルワーカー派遣事業に関与させていただいております。

自分の関心ということでお話をさせていただきます。ユースソーシャルワーカーの事業の立ち上げ当初から、生涯学習課の皆さんと一緒にやってきた中で、困難を抱える高校生

がこれだけいるのか、しかもこんなにたくさんいるのか、ということに改めて気づかされました。頭では分かっていたのですが、本当にたくさんの子供たちが相談にアクセスできないでいたことを目の当たりにしたのです。特に近年、子供の貧困の課題がクローズアップされているのもあって、福祉的、個別的な支援を必要としている子供たちのケースは増加の一途であり、特に貧困の格差については、日々ケースに向き合っていますと非常に肌で感じるどころです。

ただ、これらの課題を抱える子供たちは、ごく普通に暮らしているのですね。一見すると困っている、悩んでいることはわかりにくい。見過ごされてしまうことが多いと思います。

そのことについて、どう対応していくのか、子供のニーズを組み取るのか、ということには大きな課題だと思っています。

また、これは課題のあるなしに関わらず、SNSなどが当たり前になる中で、生身のコミュニケーションが成り立たなくなっていること、体験の不足なども気になっているところではあります。

ユースソーシャルワークでは、個々の課題にフォーカスしていきます。ユースソーシャルワーカーもスクールソーシャルワーカーもそうですが、子供の個に合わせた支援を中心にしています。ただ先ほど青山委員もおっしゃっていましたが、それはすごく大切なものだけれども、やればやるほど、個にフォーカスすればするほど集団で何かを生み出すところからは離れていってしまうとも感じているところではあります。ユースソーシャルワーカーに関してのお話ですが、児童自立支援施設などの社会資源とうまくつながることで支援が進んできている事例が出ています。様々な社会資源を活用し、今までフォーカスしていなかった子供たち何とかできないかというところが今の自分の関心かなと思っています。子供食堂などだけではなくて、さらなる場の創出ですね。今まで不登校の子供たちの支援をずっとやってきていることもあって、場づくりはすごく好きなのですが、子供食堂だけではなく、もう少し文化的な視点を取り入れたいと思っています。

余談ですが、私は大学で教育学科の学生に教えているのですが、教育学科の学生が新しい指導要領のことを気にしていることが分かりました。アクティブラーニングを自分たちが進めていくことは理解できる。でも、実際に対話をどうやっていったらいいか分からないとダイレクトに言ってくるのです。対話はすごく大切だということは分かっているのだけれども、実際どういうふうにしたらいいか分からないと。こんなことから、対話

を生み出す仕組み、それは先程言った文化的な視点とうまく結びつかないだろうか、と考
えたりします。文化行政の方でも社会包摂というところが法律の中に組み込まれていてト
ピックになっていますので、何かそういったことも踏まえて、社会教育の枠組みでできる
といいなと感じています。

【笹井会長】 私個人的に言えば、一番の問題関心事は、今の若い、特に青少年の人た
ちのメディア接触やメディア利用の問題ですね。今までの我々が経験してきた、あるいは
我々が知っている青年像とか若者像と違った人たちをつくっているのではないかと思えて
しょうがなく、これは何とかしなければいけない。私自身がスマホ人間で、ないとすご
く不安でしょうがないです。だから、気持ちはよく分かるのですが、それでもリアルとバ
ーチャルの区別はつく。リア充という言葉が御存じですか。リアル充実という意味のリア
充という言葉があって、今の若い人たちと話していると、バーチャルなコミュニケーション
が原則で、リアルなコミュニケーションは例外なのですね。そういうのをすごく感じる
のです。我々の世代は少なくともバーチャルな電話とかインターネットは例外的なものだ
ったのかもしれないですけども、今はバーチャルなものが原則になっていて、リアルな
ものが例外になっていて、コミュニケーションのありようが大分変わってきているのでは
ないかと思っています。

さっき土屋委員もおっしゃいましたけれども、他者性、社会参加、正に参加の議論とい
うのは、他者とどう接触するか、他者とどうコミュニケーションするかが基本になると思
います。その他者がバーチャルな世界にしか存在しないと、アイデンティティの形
成、あるいは人間の自己確認、成長発達がこれまでとは違った形にならざるを得ないのだ
ろうと思っています。そのときに、学校教育ではそれにどう対処していくのかということ
は当然考えなければいけないのでしょうけれども、SNSやLINEをやるときは学校の
むしろ外でやっているケースが多いわけですから、体験的な、学校外の子供たち、青少年
の教育、学習のありようとしてどうあるべきかをもう一遍考え直したらいいのではないか
というのを基本的に今の認識として持っているのです。

その中で東京都に是非やっていただきたい政策はこれから議論していかなければいけな
いと思いますけれども、私はそういう課題認識であります。

【酒井副会長】 酒井と申します。よろしく申し上げます。

私は、先ほど言いましたけれども、主にフィールドは学校教育でして、そこになかなか
適応しにくい子供の問題を中心にやっているの、東京都の前に出ていた委員会は不登

校・中途退学対策検討委員会です。それから、学校を移った、例えば小学校から中学校に上がったときに子供が不適應になりがちですけれども、そういう子供の支援に割合関心を持ってこのところやっています。それはそちらのテーマです。

今回は生涯学習審議会に呼んでいただきまして考えたのですが、私たち学校教育関係者は青少年ぐらいの若い人を見るときに、子供ですけれども、小学校では児童、中学校、高等学校では生徒、学生というふうに見る。そうすると、ある種のそのルールの中でどうしても縛られてしまう。先ほどの話は非常に大事だと思うのですが、要するに彼らは発達の途上にある存在なので、発達としては思春期であり青年期である。それはすごく重要だと思っています。学校ではそうやって捉えず、こちらでは青少年——青少年と言ういろいろな意味合いがついてしまうので本当はユースがいいのですが、ユースの存在としてきちんとその層の年代の人たちを捉えることがここならではの観点だと思うのですね。ですから、それは発達であり、いろいろな自我の揺らぎ、アイデンティティの模索という問題であったり、どうしてもそういうところが学校ではきちんと押さえられない状況がある。今、道徳の教科化みたいところで道徳的に教育的に縛ろうという流れが学校にある。大学でもそういうことを言いながらやっていますが、発達の存在としての様々なありようをきちんと保障するところが必要だと思っています。それがこちらで様々なところができないかと。

それは具体的に施策としてどういうことかという、子供たちといいますか、青年たちは、したくてもなかなかできないこと。ついこの間、小学校の委員会で、児童館で小学校高学年の女の子たちがバンド活動をしたいと一生懸命やっている。すごく楽しそうにしている。そういう活動は実はなかなかできないですね。その区の児童館がそういう施設を持っていたからできるのですが、なかなかそういうことはできない。考えてみると、青少年たちがやりたいバンドや、メディアなども、今はeスポーツという言い方をして対戦ゲームをやっている。それもやる場所がない。でも、それは子供たちが今一番やりたいことで、それをきちんと保障してあげる。

自分のもう一つの関心は市場化で、どうしてもお金がかかり過ぎる部分がある。そこは行政がある程度そういう部分を保障してやるのが彼らの自己実現だし、自己肯定感につながる場所なので、そこを大事にしてあげられるような施策が大事かなと個人的には考えています。

【永島委員】 元々メーカーでエンジニアリングをしていて、双子を出産するので辞め

て、そこから教育にとっても関心を持つようになって、国分寺市の社会教育委員をずっとやらせていただいているのです。その中で学校と社会、企業をつなぎたいということでキャリア教育コーディネーターという仕事をしています。

社会教育の中で放課後の居場所というか、社会教育施設をどうやったら居場所づくりに使えるかということをやっと研究していた中で、さっきの話で、地域柄もあるのですが、今のお子さんは結構恵まれていながらも他者との関係性が築きにくい。それは、ひもといてみると、大人との関わりが親と先生以外にほとんど関わったことがない。ちょうど私の娘の小さいころに池田小学校事件がありまして、大人と目を合わせたらいけないという中で育ってきて、あるときから学校を開放して学校にどんどん入れてくる状況になった中で、どういうふうに関わっていいかわからない。

それの中の役割として公民館や図書館はすごく重要な役割をしていたところだったので、先ほどもおっしゃっていましたが、「こうしなきゃいけない」「こうやるべきだ」みたいな大人もすごく多くて、ほったらかしにしておいてくれる大人がなかなかいないです。そんな中でどんどん閉鎖的になってしまう。そういうことをどうやったらいいか。実は子供に対する大人の関わり方がすごく重要だということになり、コーディネーターの役割だったり、大人がこの子たちをどう育むかという視点を私たちは結構検討しています。

キャリア教育コーディネーターをしていて、東京都の事業である「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム」に関わって都立高等学校の授業支援として外部の人材、社会人を入れていろいろやっている中で、中・高生のポテンシャルというか、持っている可能性はすごく大きいなと気づかされることがあります。それを「あれはだめ」「これはだめ」と大人が結構制御してしまっていて、そんな中で「じゃ、もういいよ」「じゃ、やらない」と言って、そういう意味で、私はいつも中・高生と付き合いの中で大人を試している感じがしていました。できれば中・高生というか、青少年というのであれば、青少年側のニーズというか、どうしてほしいのか。私としては是非「どんな考えでいるの？」と聞きたいというか、一緒につくっていきたいと思っています。

今、複雑多様化していて、異世代、いろいろな世代が一つのことに何か取り組む上で、先ほどおっしゃってました対話があるのですけれども、それは相手を知ることから始めるのと、自分を知ることから始める。異世代、異文化に触れることによって、改めて自分のことや、深く考えるきっかけになることもあるので、そのあたりは、せっかくなので青少年主体の方策というか、在り方を考えてみてもいいのかなと常々、関われば関わるほど

最近思っているところです。

【野口委員】

私は、元々専門は特別支援教育とインクルーシブ教育を研究しており、今は民間のLITALICOという会社で働いています。子供については0歳から18歳の知的・発達障害のある子供が通う児童発達支援事業、放課後等デイサービス、学習塾が今全国で100か所ぐらいあって、子供が約8,000人通っています。東京都の子供もたくさん通っています。あとはプログラミングの教室も運営しています。発達障害のある子供の支援をしている中で、非常にでこぼこのある子供たちが多くて、得意を伸ばしその子たちの突出している部分をもっと伸ばそうと、関東でプログラミング教室の運営をしています。そちらは子供が2,000人ぐらい通っていて、そのうち3割ぐらいが発達障害のある子供たちです。あとは成人の就労移行支援、こちらも福祉の事業ですが、18歳から64歳までが使える就労移行支援事業という、障害のある方で就労したい方向けの事業を運営している会社です。

大人も子供も合わせると全部で1万2,000人ぐらいの方が通っていただいております。障害種で多いのは発達障害、知的障害、精神障害です。私たちは、とにかくその人に合っている学び、その人に合っている働き方を一緒に探して行って、その人が生きやすいような社会を一緒につくっていくところを日々やっていますが、一方でLITALICOだけで実践する難しさをいつも感じています。

LITALICOにいるときはいいのだけれども、地域に戻ると居場所がない。学校でも居場所がない方が非常に多くて、特に習い事、先ほど児童館の話も出ましたが、児童館、学童で断られる人が圧倒的に多いです。やはりほかの子とは少し違うところで断られてしまう。結果、思春期に入ってくると二次障害になる方がものすごく多くて、ひきこもり、不登校の方は非常に多いですし、非行だったり、自殺のリスクが高い方もいます。私が接している方たちというのは本当に困難さの特に強い人たちではあるのですが、その人たちだけを分けて、その人たちだけが居る場所で過ごしやすい場所をつくっていくのは限界があるのです。なので、その子供たちを受け入れていただけるような地域づくりはすごく重要だと思っています。

ただ、LITALICOも民間の会社というところもあって、それなりに親御さんも情報収集力があったり、それなりに経済的にも余裕がある方しか来られない状況ということもあり、現在、児童養護施設や少年院に訪問支援に行っています。知的障害のある方、発

達障害のある方が非常に多いです。あと、虐待、愛着障害が非常に多いですね。どうしても少年院を出た後も行き場所がなくて、東京の人なのに、住み込みがあるという理由で北海道まで行ったりしています。ほとんどの子供が高等学校を中退しているので高卒認定資格を取れるようなサポートもしているのですけれども、やはり地域に戻ってしまうと自分の唯一の居場所であるこれまで付き合いのあった人たちのところに行って、また非行をしてしまう。かつ、軽度の知的障害があったり、発達障害があったりするので、分かりやすいところに行ってしまって、だまされてまた繰り返すことが起こっています。そういうのが私を感じている問題意識の一番大きなところになります。

なぜこういうことが起こるのかと思うと、行政がすごく縦割りだなと思っています。福祉は申請主義なので、申請をすれば、福祉の施設なので、利用額は低額で使えるのです。ただ、それを情報収集力や経済力のある親御さんしか知らない。そういった縦割り行政で、学校と福祉のつながりもなかったり、そのはざまでこぼれ落ちている人がたくさんいると思っています。先ほどおっしゃっていたように、青少年というキーワードをもとにほかの行政機関とつながっていけるのは非常にこの場のいいところかなと思っています。それが一点、縦割り行政というところを解決していけるような何かができるといいと思いました。その中に本当に困難な子たちも含んでほしい、含んでいきたいという思いが強いです。

もう一点は、先ほどおっしゃっていたように、大人がやってあげる、大人が支援をしてあげるみたいなスタンスは絶対嫌なのです。特に発達障害のある方はそういうところがあります。彼らに合わせたコミュニケーションスタイルで届けていくのでないと、せっかく何かつくったり、施設をつくったり、何か事業をつくったとしても振り向いてくれない。結局、限られた層しか使わないことが起こってくるとしています。それは支援者として自分が問題意識を感じていることです。

別の会社を紹介すると、株式会社ハッシュダイというすごくおもしろい会社があるのですけれども、御存じの方はいらっしゃいますか。彼らは、高卒の人たちを大卒の人と同じぐらい良いところに就職させる。その経済格差をなくしていくところをやっています。ヤンキーインターンというインターンシップをやっていて、半年間、地方から高卒の若者を招いて無償で食住を渡して、その間に教育をするのです。企業は人材がいないので今結構困っているので、そこで良い人材がいますよと紹介して、企業からお金をいただくモデルでやっています。彼らは広報がうまいですね。上手にSNSを使ったり、ユーチューバ

一と一緒にやったりしていて、非常に参考になると思ったので、彼らのコミュニケーションスタイルに合わせた、彼らのニーズに合わせた何かにしていきたい。そういうこともこの場で話せるといいのかなと思っています。

最後にもう一点、私は元々の専門はインクルーシブ教育、インクルージョン、多様な人たちがちゃんと包摂される社会をつくる、そういう教育をつくっていくところが自分の専門ですが、学校教育の中で多様な人を包摂していくのは非常に難しいのですね。なぜかという、学習指導要領があって、教育目標があって決まった内容を教えなければいけない。そのため一緒に教えるのは非常に難しいと思っています。ただ、学校以外の場だからこそインクルードできる部分はすごくあると思っています。例えば学童だったり、そういう場は非常にカオスな感じで、いろいろな人が包摂されやすいと思っています。先ほど青山委員がおっしゃっていましたが、そういった意味で教育的過ぎないというか、根性論でない。精神論ばかりになり過ぎない、子供たちが遊んでいる感覚で学べるようなものができるといいのかなと思っています。

【林委員】

林です。よろしくお願いします。ふだんは学校教育の中の教科外活動、特別活動や総合的な学習の時間のことを中心に研究、教育しています。あと、教育課程外ですけれども、部活動なども対象にして、それらをボランティア活動を軸にして調査等々しています。

問題関心に関しては、体験活動でも失敗体験が大事ではないかと日ごろ感じている部分が強くなってきています。学校教育の中の体験活動やいろいろな活動は、失敗しないように先生の側がいろいろ準備してお膳立てをして、その中で児童・生徒が活動することが多くなって、「良かったね」「学びがあったね」というふうに進めていくことが割と多くあると思うのですね。だけれども、人生は失敗体験の方が多いですよね。むしろ失敗から学ぶことの方がたくさんあると思うので、そういった体験を意図的に学校教育の中でさせることも、ある種、大事ではないかと思っています。

学校の先生や地域の大人もそうだと思うのですが、待つことは苦手ですよね。どうしても危ない場面を見たりすると一言言いたい、手を出してしまいたい部分が出てくると思うのですが、そこでいかに手を出さないか、いかに口を出さないかというところが大人には求められている。命に関わるような失敗は避けなければならないですが、その先に子供が失敗しても、取り返しがつかない失敗なら意図的にさせてもいいのではないかと。むしろその方が求められるのではないかとと思っています。

高校生を対象にフィールドワークをやっているのですけれども、その中で最近行ったところだと、原付バイク免許の取得について、その地域は脱三ない運動で、乗せて指導するのを行っています。そうすると、禁止していたころよりも事故件数も減っているし、交通マナーも向上していると地域の人も警察の人も言っている。禁止するのではなくて、多少は失敗もあるかもしれないけれども、乗せて指導する。実際体験させて、そこから学びを見出していく支援が必要だというふうに行っているところがあります。なるほどなと思いつつ見えています。実際乗せて指導しているところとそうではない地域を比較したときに、乗せて指導している高校生の方が規範意識が高いというのも調査結果として出てきているので、そういった視点も持つといいのかな。

そこに関連して、地域性もすごく大事ではないかと考えています。実際、原付バイク免許を認めている地域に行ったときに、最初は衝撃だったんです。高校生が原付バイクに乗って学校に来るのです。外のいろいろなイベントも原付バイクに乗って普通に来て、先生も普通に見ている。都内や首都圏に住んでいるとあり得ない状況です。公共交通機関の便が良くて生活しているのと、生活の手段として原付バイクがないと移動もできない、バスも1日数本しか通らないような地域の青少年の生活というのは、一概に比較するのはできない、同一視することはできないと思いますので、地域性も大事な視点になってくると思います。

実際、小・中学校と地域との連携と、高等学校の連携と見たときに、小・中学校は割とスムーズにいきやすい部分があると思うのです。よくよく見ていくと、小・中学生もその学校に勤めている先生も住んでいる所在地と学校の所在地が割と一致しやすい。都立高等学校、公立高等学校なども含めて、その地域、市区町村に住んでいる子がその地域の学校に行っているかという点と必ずしもそうではない。遠方の私学に行ったり、自分の地域から離れて別のところに行くと、住んでいる場所の地域性、地域アイデンティティと学校の所在地に対する地域アイデンティティがなかなか一致しない。学校の所在地に住んでいる地域の人にして見ても、その地域に学校はあるのだけれども、来ている高校生は別のところから来ている子だということで、協力しよう、しなければいけない、したいと思っても、何かできない部分が出てきているのではないかと思うところがあって、地域性も一つの視点として大事に持っていく必要があるのかなと考えているところです。

【松山委員】 株式会社セールスフォース・ドットコムいわゆる社会貢献部門でディレクターをしております松山と申します。私自身はIT企業の社会貢献担当として、今2

社目ですけれども、以前もIT関係の企業にありました。企業が行うキャリア教育という形で、10年ぐらい学校現場で出前授業や理科実験教室、プログラミング教室などを通じて子供たちに関わってきました。

私自身、中学生の息子がおりまして、学校評議員、PTAの副会長を今もしているのですけれども、学校支援地域本部といった形で関わりをしているのと、現在、日本宇宙少年団という、漫画家の松本零士さんが理事長をされている社会教育団体があります。そこでリーダーとして10年近く子供たちと接してきている経験がございます。

そんな中で私自身も、学校でも家庭でもない第三の場の重要性を——自分自身の息子も学校ですと少しはみ出がちだったり、宇宙少年団に来る子は超オタクみたいな子も結構多くて、すごくいいものを持っている。すごくきらきらしている。ああしてこうして、これはどうでああでと話してくれるのですが、お母様たちにお礼を言われることが多い。なぜかという、実は学校ではなかなか行き場がない。野口委員がおっしゃっていた子供たちにも近いのかなと思うのですけれども、なぜ何君なので、学校の授業の中で「はい、はい、はい……」と言うと「発言は1人1回ずつね」と言われてそういう芽が摘まれてしまう。ものすごくいいものを持っていて、大人顔負けの発想力、どこまででも行くような探究力を持っているのに、それが学校現場でうまく発揮できなくて、どちらかという潰れていってしまったり、自信をなくしていってしまう子供たちが来ている。でも、私たちから見ると本当に宝の原石、このままいってほしいと思うのですが、月に1回ですので、学校の中でどんどん高学年にいけばいくほど自信をなくして型にはまっていって、受験するので、塾へ行くので辞めますと。すごく残念に思うことも多くて、何とかそういう子供たちの可能性を支える場があってほしいという気持ちを持ちながら活動しています。

私自身の関心事ですけれども、少し笹井先生のところに近いのですが、一つは現代の青少年像と青少年教育の範囲や位置付けで、特にIT、ICTとの関わりにおいて、私自身もIT企業にありまして、今いろいろなIT企業などがキャリア教育やいろいろな形で教育に関わっているのです。一つには、少なからず私たちが世の中を変えていってしまっている部分に対する責任のようなもの。それから、メディア依存などの弊害も言われる中ではあるのですが、反面、ITがあることによって、野口委員が先ほどおっしゃったことにも近いと思うのですが、すごく可能性を持てる。今までだと全然できなかった子供たちが、学校ではできない可能性を見出したり、自分でお金を稼ぐ道があったり、本当に画面のすぐ向こうには世界が広がっている。うちの子もゲームをやりたいばかりにグーグル翻訳で

ゲームサイトの最新情報をコピーして取ってきて、こんなことができるらしいとゲームにいそしんだりしています。いろいろな可能性も秘めていると思うのですね。

かつ、社会参画という面に関しては、普段でしたらつながっていけない子たちが、ITがあることで、むやみやたらにつながってしまう危険性と裏腹ですけれども、社会に参画していくきっかけにもなり得る場合もあるといったときに、青少年の姿、青少年教育の在り方が従来とは非常に変わっているところで、定義のし直し、影響などを十分にやった上での議論であってほしいですし、IT企業としてどう関わっていけるのか。そういうことも責任として考えたいというふうに思っています。それが一つ目です。

同じような話ではあるのですけれども、青少年教育に関わるプレーヤーも、例えば日本宇宙少年団でもリーダーの高齢化があって、人材難がある。先ほど出ていましたけれども、どういった人たちに関わってもらえるのか。例えば地域といったときに企業なども入ってくると思います。企業などは社会貢献で、昔は寄附といったものでお金を出すことだったのですけれども、今は持っている技術や人を提供して、企業が社会とつながっていくこともすごく求められています。昔、学校支援地域本部などがあつたときに、最初はそこに来る企業もすごく少なかったと思うのですけれども、今は出前授業などを行っている企業もすごく増えていたり、自分たちの会社がある地域で何か活動していきたいという企業が増えていると思います。

大きい会社の例にはなるのですが、先ほど別件で楽天さんとお話をしていたら、地域の小学校や中学校にプログラミング教育を、最初は楽天の社員と一緒にやっていたのですけれども、社員さんは子供たちとどう関わっていったらいいかわからない。これはかなり極端なケースですけれども、地元インターナショナルスクールがあつて、そのスクールの生徒さんたちもボランティアをやりたいという話で、何か一緒にできることがあるのではないかと。学校で楽天の社員さんたちが高校生を使って子供たちというところで、子供たちから見ると高校生のお兄さんたちは斜めの関係といたしますか、少し上の先輩であつて、その子供たちは高校生のお兄さんを見て、高校生は社会人とつながることで働くことなどについて考えたりするようなつながりができる。そういった形で地域に根差した活動などが還元できればみたいな話を聞いています。

どんな企業でもそんなことができるわけでもないと思います。インターナショナルスクールと楽天というのはかなり極端なケースだとは思いますが、例えば小学校と中学校、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校連携などいろいろ進んではいますけれども、

いろいろなプレーヤーがつながることによる相乗効果みたいなことなども考えていけたらいいのではないかと考えたりしております。

【笹井会長】 皆さん、どうもありがとうございました。かなり問題関心が重なる部分があるなど思ってお話を聞いていました。より本質的には、青少年教育という構造的、あるいは枠組み的なものをもう一遍全部見直す。あるいは、青少年教育の意義という根本を見直す。青少年像は一つでいいのか、二つにするのか、三つ……。いろいろ多角的な像を認めるなど、かなり本質的な議論が必要だと改めて思いました。その上で政策としてどういうものが望ましいのかということを考えていければと思っています。

【主任社会教育主事】 今後の進め方の話も含めて、話を受け取らせていただきます。

この審議会自体は2年の委嘱期間でございます。施策化を視野に入れながら一区切りを付けて、2段ロケットで進められたらという計画を一応持っています。松山委員からもお話がありましたが、前段としては、青少年という言い方をするのかどうかも含めてですけれども、まず現状をどう理解するかというのが一番難しい。昔、1970年代ぐらいに書かれた青少年を研究されている本が書棚にあったのを読み直してみると、その時点でも大人と青年の境界がもうなくなっていると言われているわけですね。それだけでなく、個人によっていろいろ差が出てきたとも言われている中で、今度はある意味で大人よりも今の子供たちの方が先へ行っている部分、ITの話、ICTの話は完全に逆転しています。いわゆる規制をする、取り締まる考え方ではとてもしのげない部分もあるわけですね。そうなってくると、現代における青少年期といいますか、先ほどの酒井副会長の話ですと思春期、青年期と捉えた方がいいのかもしれないですけれども、その辺をもう一度議論する場をつくる必要があるのではないかと事務局としても思っておりました。

その部分の認識共有をしてからでないと、次にどういう施策を打っていかうかという話がしにくいというか、恐らくできないだろう。今までは学校、学校外というふうに切ってしまうと、学校外で何か事業をやるといっても予算がたくさん付くわけではない。せいぜい集めても20人、30人で募集をかける。それすら呼び掛け方がうまくいなくて集まらない。人も来ないなら事業は潰してしまえ。そういう回路で動いてきたのですが、実は、酒井副会長、野口委員のお話にもありましたけれども、学校に行っていないながら、そこで生きづらさを感じている子たちはたくさんいる。我々ユースソーシャルワーカーで学校に入ってみると、たくさんその状況には出会うわけです。そういったところをいろいろそれぞれの問題関心や考え方と重ね合わせながら、一応全体を整理するような作業をまず時

間をかけてやってみたいと考えておりました。

それを少し話し合っていくのを前期の前半部の課題にしたいということで、「青少年教育振興の基本的な考え方の整理等」と入れさせていただいています。2回目は、青少年教育の行政施策は都内でどうなっているのか。先ほど紹介した都のユース・プラザがどんなふうに事業展開していて、そこでも社会教育事業をやっているのか、その状況をお伝えしたい。それと、雑駁なものにはなってしまうと思うのですが、審議会でこういうことをテーマにしようと考えてきたので、区市町村がどのような青少年教育の事業に取り組んでいるか、一通り調査をかけたものがあるので、そのまとめなども紹介できたらと。都内における公的機関で提供しているような施策はどうだったということを一通り見て、それから少し議論を深めていく形にしたい。

できれば、3回目、4回目あたりはゲストスピーカーを招いたり、委員の中から幾つか発題をしていただきながら、今日あった部分をベースとして、青少年像をどう捉えていくのか。青少年教育と言われたところで、今日は何人かの委員から出ましたが、教育というと、どうしても教える人がいて、教わる人が達成しなければいけない目標があつてということにいきがちですが、そうではない教育観——むしろ社会教育というのはノンフォーマルな部分でありますし、インフォーマルな教育なども生涯学習の概念の中には入ってくるので、そういったものの機能なりなんなりも少し視野に入れながら、施策という観点からするとどう絞り込めるかみたいな形で議論できたらと思っています。

そんな全体の予定で、このような形でほぼ月に1回程度全体会を開いて、何らかの形で行政へ提案をしていく形をとるので、何人かの方には起草委員になってもらって、提言のたたきを事務局と一緒にさせていただく作業をお願いします。最終的にはここで合意したものが建議という形で出されます。本審議会合議制の機関になりますので、ここで参加された委員の皆さん方の意見がまとまったものを建議という形で教育委員会に報告する手続になります。

【笹井会長】 ありがとうございます。

というところで、第1回目の審議会の議事はこの辺にさせていただければと思います。

では、今後の予定につきまして事務局からお願いしたいと思います。

【生涯学習課長】 地域教育支援部の新田管理課長が遅れて参りましたので、御紹介いたします。

【管理課長】 管理課長の新田と申します。先ほど話のあった社会教育施設を担当して

おりますので、また次回以降よろしくお願いいいたします。

【生涯学習課長】 それでは、今後の予定です。画面にありますとおり、第2回目につきましては10月24日（木曜日）18時から20時、第3回目は11月25日（月曜日）18時から20時に開催させていただく予定としておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

【笹井会長】 どうもありがとうございました。

委員の皆様にはお忙しいところお手数をかけまして、ありがとうございました。次回以降もどうぞよろしくお願いいいたします。

以上をもちまして、第11期東京都生涯学習審議会の第1回全体会を終わらせていただきます。皆様、御協力いただきまして、ありがとうございました。

閉会：午後6時51分